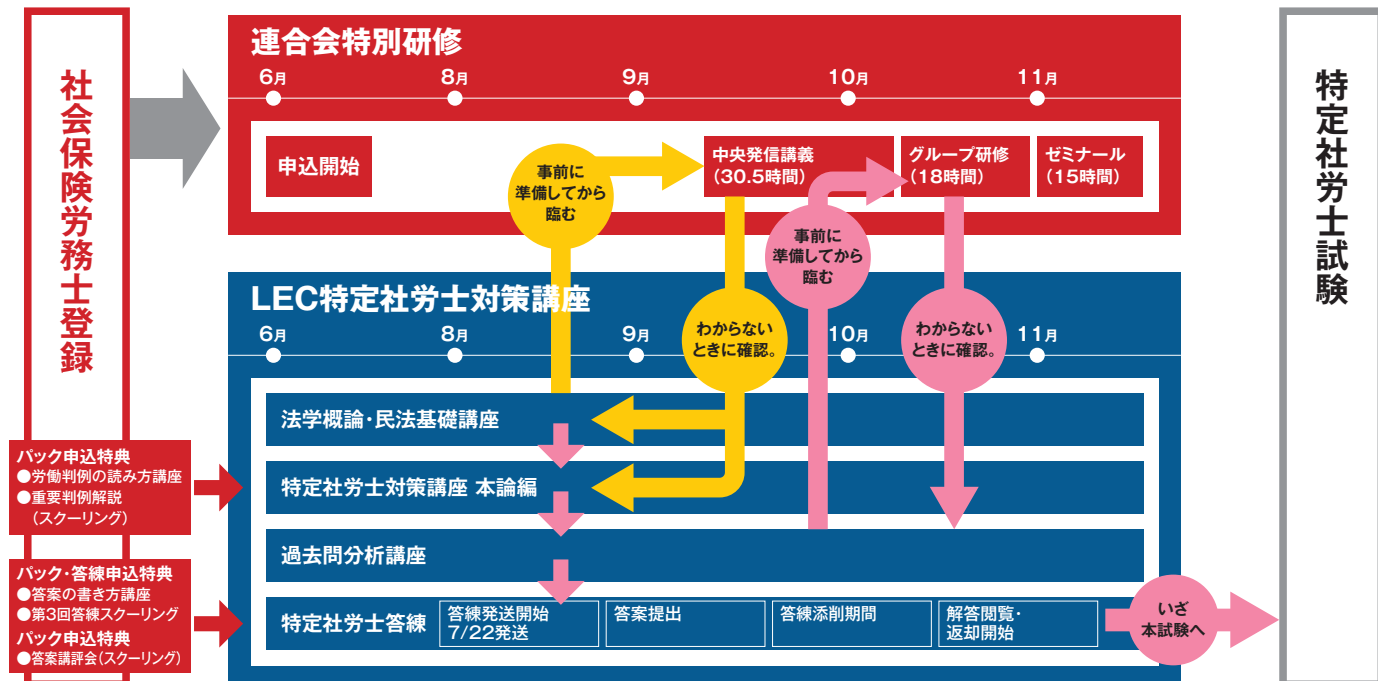


LECの特定社労士試験講座カリキュラム

特定社労士になるには、「活きた労働法」の習得が必要。

社会保険労務士としての労働法に関する専門知識を活かして、紛争解決手続代理業務を担えるよう、①法の趣旨に遡った知識の再構築と、②代理人として、依頼者に有利となる主張を組み立てる実務能力が必要。



※本カリキュラムは2018年実施日程を参考に作成しております。詳細は連合会発行「月刊社労士」の案内をご確認下さい。